

那須烏山市新型コロナ感染防止対策取組支援金 対象費用整理簿

法人の場合「商号+代表者職氏名」
個人の場合「屋号+氏名」

項目	記号	講じた感染防止対策	支払った費用	備考
室内の空気の衛生管理を行うための設備の設置	ア1	換気用窓設置		
	ア2	網戸設置		
	ア3	換気扇設置		
	ア4	サーキュレーター設置		
	ア5	空気清浄機設置(エアコン含む)		ウイルス除去機能のあるものに限るため、カタログ等そのことが分かる書類を添付
飛沫を防止するための設備の設置	イ1	飛沫防止シート設置		
	イ2	パーテーションボード設置		
	イ3	間仕切り工事		
	イ4	和式トイレの洋式への改修		
設備の非接触型への改修	ウ1	キャッシュレス決済対応		
	ウ2	非接触型自動水栓設置		
	ウ3	自動ドア設置		
従業員や来客者に感染防止対策を促すための設備の設置又は掲示物等の掲出	エ1	非接触型体温計配備		
	エ2	サーモカメラ設置		
	エ3	消毒液自動噴霧器設置		
	エ4	感染防止対策を促す掲示物(ポスター・パネル等)の掲出		
	エ5	ソーシャルディスタンス確保のための床デザイン施工		
その他、ガイドラインに沿った感染防止対策と市長が認めるもの	オ0	【実施した具体的対策を記載】		対策を講じるに際して参照したガイドラインの表紙と該当ページの写しを添付のこと(ガイドラインの該当部分にアンダーラインを付す)
合 計 額				⇒50,000円以上の場合、支援金の対象となります。

※令和2年4月1日以降の支払が対象になります。

※消耗品の購入費、パソコンやタブレットなどの汎用性が高い機器等の購入費、役務の提供に係る費用、リースによる物品の調達費、国・県等の補助金等の補助対象経費は、計上することができません(詳しくはリーフレットを参照のこと)。

※添付する「領収書等支払を証する書類」「設置した設備等の写真」の余白部分に、該当する対策に対応する「記号」を記載してください。

例:換気扇を設置した場合⇒添付する「領収書等支払を証する書類」「設置した設備等の写真」の両方の余白に「ア3」の記載を行う。

※実施したすべての対策に関する費用を整理する必要はありません(合計額が5万円以上になれば支援金の支給要件を満たします)。

※ガイドラインに沿った対策で例示のないものを対象としたい場合は、記号「オ0」に対策の具体的内容を記載の上、参照したガイドラインの写しを添付してください。